

一般（生企）第99号
平成27年3月4日

関係所属長殿

山形県警察本部長

山形県自転車防犯登録実施要綱の改正等について（通達）

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第3項に基づく山形県自転車防犯登録制度の実施要綱が改正され、平成27年8月1日から実施されることとなったので、その内容について了知するとともに、適切に対応されたい。

記

1 実施団体

山形市薬師町二丁目2番28号 TLPビル3階

山形県自転車防犯登録協会

電話023-622-9590

※自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）に基づき平成6年6月24日に山形県公安委員会から指定を受けた団体

2 実施要綱

別添のとおり

3 改正の要点

(1) 盗難の有無の確認（要綱第3及び第10関係）

県外の防犯登録に登録している自転車を本県の防犯登録に新規登録する場合、及び防犯登録されている自転車を古物商が買い取りする場合は、所在地を管轄する警察署（交番又は駐在所）に対して盗難手配の有無の確認を行い、盗難自転車の発見に努めることとされた。

(2) 登録種別の見直し（要綱第5関係）

防犯登録の登録種別が、新規登録、異動登録、再登録及び抹消登録の4種類から、新規登録、変更登録（異動登録と再登録を統合して改称）及び抹消登録の3種類に変更された。

(3) 登録手続きの見直し（要綱第9関係）

新規登録以外の手続きでは、新規登録した際に登録店から交付される自転車登録カードの控え（甲票）の提出が必要であるが、所有者等が紛失等している場合が多く、登録手続きに支障を来していることから、その対応策として、紛失等している場合には、公的機関が発行する身分証明書を提出して身分を証明することにより、登録手続きを行うことが可能とされた。

(4) 有効期間の延長（要綱第15関係）

長期間使用されている自転車の盗難被害に対応するため、有効期間が10年間から20年間に延長された。

(5) 登録料の改定（要綱第16関係）

新規登録及び変更登録の登録料が500円から600円に値上げされたほか、これまで無料であった抹消登録の登録料が300円に有料化された。

4 留意事項

(1) 市町村からの照会への対応

自転車法第6条第6項では、都道府県警察は、市町村から条例で定めるところにより撤去した自転車に関する資料の提出を求められたときは速やかに協力する旨規定されている。

当該規定に基づき、市町村から当該自転車を所有者に返還するために必要な防犯登録情報の照会を受けたときは、所有者の住所、氏名、電話番号について回答を行っているところであるが、今後も速やかな対応に努めること。

なお、当該照会及び回答は全て書面で行うとともに、市町村に対して情報を適切に管理するよう指導を行うこと。

(2) 盗難手配の確認への対応

上記3(1)により、これまで一部の古物商が実施していた当該照会の件数が増加することが見込まれることから、当該照会を受けた場合には、盗難手配の有無（所有者情報は回答しない）について迅速的確に回答すること。

(3) 防犯登録の義務化についての理解

自転車法第12条第3項において、自転車利用者に対して、自転車の所有権を取得した場合における防犯登録が義務化されていることから、警察活動において防犯登録されていない自転車を発見した場合等には、防犯登録を受けるように指導を行うこと。

なお、同法では、登録後の転居、婚姻等により住所、氏名等が変更となった場合における登録内容の変更、及び自転車を処分する場合における登録内容の抹消は対象外としているが、これらに関する問合せを受けた場合には、防犯登録制度の趣旨に鑑み、変更登録及び抹消登録を行うことが望ましい旨を指導すること。

（担当）生活安全企画課 企画係長

別添

山形県自転車防犯登録実施要綱

第1 目的

この要綱は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年11月25日法律第87号）第12条第3項に定める防犯登録の実施に関し、必要な事項を定めることにより、自転車盗難を防止するとともに、盗難被害に遭った自転車の被害回復、又は遺失した自転車の発見に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において自転車防犯登録（以下「登録」という。）とは、第1の目的に資するため、自転車の小売りを業とする者（以下「登録店」という。）が、自転車の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）の求めに応じて、当該自転車の所有者等の住所、氏名、電話番号（以下「所有者等情報」という。）、登録番号、車体番号等当該自転車の同一性を確認するために必要な記録（以下「登録カード」という。）を作成するとともに、登録番号を表示する証票（以下「登録証」という。）を当該自転車に貼付することをいう。

第3 登録の対象

登録の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。この場合において、登録店は、他都道府県の自転車防犯登録制度に基づく登録を受けている自転車については、登録店の所在地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に対して当該自転車に係る盗難手配の有無について確認するものとする。

第4 登録実施体制

1 山形県自転車防犯登録協会（以下「協会」という。）は、公益社団法人山形県防犯協会連合会（以下「県防連」という。）、山形県警察（以下「県警察」という。）、登録店及び県民の協力を得て登録を行うものとする。

第5 登録の種別

登録の種別は、次のとおりとする。

(1) 新規登録

新たに自転車を購入したとき等、未登録の自転車を新たに登録するときに行う登録をいう。

(2) 変更登録

登録済みの自転車について、所有者等情報の変更、登録証の毀損等により再度登録するときに行う登録をいう。この場合において、旧登録の内容は自動的に抹消される。

(3) 抹消登録

登録済みの自転車を廃車する等登録を抹消するときに行う登録をいう。

第6 登録の実施

- 1 登録は、所有者等の申込みにより、登録店で取り扱うものとする。
- 2 登録店は、自転車法第14条第2項の規定により、所有者等に登録を勧奨するとともに、登録の申込みを受けたときは、申込者が登録する自転車の正当な所有者等であることを確認の上、第9に規定する登録の手続きを行わなければならない。

第7 登録証及び登録カードの作成等

- 1 登録証及び登録カードは協会で作成し、登録店に提供するものとする。
- 2 協会は、登録店がこの要綱の趣旨に反する行為をした場合に、登録実施上支障があると認めるときは、登録証等の提供を停止することができる。

第8 登録証受払台帳への記載

- 1 協会は、登録証の受払状況を記載する登録証受払台帳を備えて、登録証の取扱状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 協会は、登録証受払台帳を20年間保管しなければならない。

第9 登録の手続き

- 1 新規登録は、次により行うものとする。
 - (1) 新規登録をしようとする所有者等は、登録カードに所有者等情報及び電話番号を記入して登録店に登録の申込みを行うものとする。
 - (2) 登録の申込みを受けた登録店は、登録カードに登録種別、登録番号、車体番号等の所定の事項を追記するとともに、登録証を自転車の見やすい部分に貼付するものとする。
 - (3) 登録店は、登録カードの甲票を所有者等に交付、乙票を登録店で保管、丙票を7日以内に県防連に送付するものとする。
- 2 変更登録又は抹消登録は、次により行うものとする。
 - (1) 変更登録又は抹消登録をしようとする所有者等は、登録カードに所有者等情報を記入するとともに、旧登録の登録カード甲票（以下「旧登録カード甲票」という。）を登録店に提出して登録の申込みを行うものとする。この場合において、登録店は、買い受けした登録済みの自転車を売却する場合を除き、所有者等が旧登録カード甲票を紛失する等して登録店に提出することができないときは、公的機関が発行する身分証明書の提示を求め、当該身分証明書により所有者等の身分を確認しなければならない。
 - (2) 登録の申込みを受けた登録店は、登録カードに登録種別、登録番号、車体番号等の所定の事項を追記するとともに、変更登録の場合は、登録証を旧登

録証の上に重ねて貼付し、抹消登録の場合は、登録証を剥がすものとする。

(3) 登録店は、登録カードの甲票を所有者等に交付、乙票を登録店で保管、丙票は7日以内に県防連に送付するものとする。

3 自治体等は、遺失物法（平成18年法律第73号）又は自転車法に基づく条例の規定により自治体等に所有権が帰属した自転車の登録を抹消登録することができるものとする。この場合において、自治体等は、抹消登録しようとする自転車の車体番号、登録番号、特徴（メーカー、車種、塗色）等を記載した書面で依頼するものとする。

4 前2項の規定によりがたい場合で抹消登録をしようとする者は、県防連に連絡して抹消登録を依頼することができるものとする。この場合において、県防連は、抹消登録をしようとする者から必要な事項を聴取し、必要に応じて警察と協議した上、正当な所有者等であることが確認できた場合に抹消登録し、その内容を抹消登録記録台帳に記載して明らかにしておくものとする。

5 登録店は、登録カードの乙票（抹消登録のときは甲票を含む。）を10年間保管しなければならない。

第10 登録済みの自転車の譲渡等

- 1 所有者等及び中古自転車の売買を業とする者は、登録済みの自転車を譲渡又は売却するときは、その相手方に登録カードの甲票を引き継ぐものとする。
- 2 中古自転車の売買を業とする者は、登録済みの自転車を買取るときは、管轄警察署に対して当該自転車に係る盜難手配の有無について確認するものとする。

第11 登録カードの処理

- 1 協会は、送付を受けた登録カード丙票を点検し、7日以内に登録カードの記載内容をデータ化し、県警察に提供するものとする。
- 2 協会は、第1項の処理が終了した登録カードについては、2年間保管しなければならない。

第12 登録店の標示

登録店は、店舗の見やすい場所に、登録の取扱店である旨を標示する標札を掲出するものとする。

第13 様式

- 1 第7に定める登録カードの様式は、様式第1号のとおりとする。
- 2 第7に定める登録証の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 第8に定める登録証受払台帳の様式は、様式第3号のとおりとする。
- 4 第11に定める表札の様式は、様式第4号のとおりとする。

第14 登録店の遵守事項

登録店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録証及び登録カードを適切に保管し、不正に使用しないこと。
- (2) 登録証、登録カード及び標札を盗難され、又は紛失した場合には、速やかに協会、県警察本部生活安全部生活安全企画課及び管轄警察署に届すること。
- (3) この要綱で規定された手続きに基づき適正かつ迅速な登録を行うこと。
- (4) 登録カードの作製に当たっては、誤字脱字に留意し、正確に記入すること。
- (5) 自店で販売した以外の自転車の登録の申込みを受けた場合であっても、登録を行うこと。
- (6) 不正な登録の疑いがある申込みを受けた場合には、速やかに所轄警察署に通報すること。
- (7) 個人情報の漏洩等に十分留意し、その管理に万全を期すこと。
- (8) その他防犯登録運営上不適切と認められる行為をしないこと。

第15 有効期間

登録の有効期間は、登録の日から20年間とする。

第16 登録の費用

- 1 新規登録及び変更登録の費用は、一台につき600円とする。
- 2 抹消登録の費用は、一台につき300円とする。

第17 指導

協会は、登録店に対し、登録が円滑かつ適正に実施されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

自転車登録カード

1枚目

		新規	変更	抹消	(お客様用・甲票)			
登録種別								
登録番号								
車体番号								
登録年月日		平成 年 月 日						
所 有 者	住 所							
	フリガナ							
氏 名	(姓)				(名)			
	電話番号	— —						
自 転 車	メー カ ー							
	車 種 <small>(電動アシスト)</small>	1.ロード 2.クロスバイク 3.マウンテンバイク 4.小径車 5.折りたたみ車 6.シティ 7.ホーム車 8.実用車 9.幼児・子供車 0.その他()						
	有・無							
	塗 色	1.赤(ピンクエンジ) 2.橙(オレンジ) 3.茶 4.黄(金) 5.緑(黄緑) 6.青(藍紫) 7.白(ペール) 8.灰(銀) 9.黒 0.その他()						
旧登録番号								
販 売 店	住 所							
	販売店名							
	電話番号							
備 考								

自転車登録カード

1枚目裏

様式第1号（甲票・裏）

【お客様へ～自転車登録カードの取扱いについて】

- ・変更登録又は抹消登録をするときは、旧登録カードのお客様控え（甲票）を併せて提出してください。（紛失等の場合は身分証明書の提出をお願いします）
- ・このカードは、自転車を防犯登録したことを証明するものですから、登録した自転車を利用している間、大切に保管してください。
- ・自転車防犯登録の有効期間は、登録の日から20年です。
- ・防犯登録した自転車を譲渡（転売）するときは、このカードも必ず渡してください。
- ・登録した自転車が盗まれたり、紛失した場合には、このカードを持参して最寄りの警察署、交番、駐在所に届出してください。（有効期間が過ぎても盗まれるなどした自転車を発見するための重要な手がかりとなります）

【登録店の皆様へ～カード作成時の留意事項】

- ・登録種別、車種、塗色の欄は、該当項目を○で囲んでください。
- ・車体番号は左詰めで記入してください。
- ・変更登録の際は旧登録番号を必ず記載してください。
- ・変更登録及び抹消登録の際に身分証明書で本人確認をしたときは、備考欄に身分証明書の種類と番号等を記載してください。

領 収 証

平成 年 月 日

金 円

但し 自転車防犯登録の登録料として正に領収しました

登録店	印
-----	---

自転車登録カード

2枚目

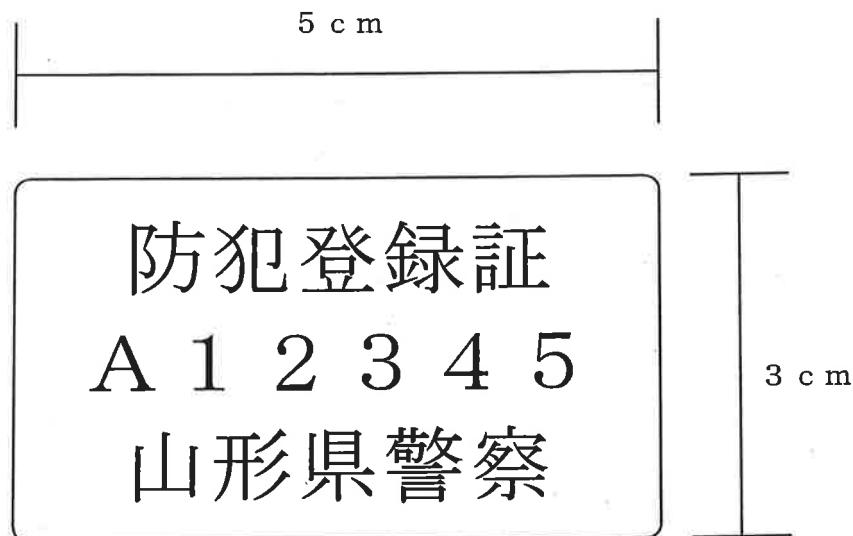
登録種別		新規	変更	抹消	(販売店用・乙票)		
登録番号							
車体番号							
登録年月日		平成 年 月 日					
所 有 者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名	(姓)			(名)		
	電話番号	— —					
自 転 車	メーカー						
	車 種 (電動アシスト)	1.ロード 2.クロスバイク 3.マウンテンバイク 4.小径車 5.折りたたみ車 6.シティ 7.ホーム車 8.実用車 9.幼児・子供車 0.その他()					
	有・無						
	塗 色	1.赤(ピンクエンジ) 2.橙(オレンジ) 3.茶 4.黄(金) 5.緑(黄緑) 6.青(藍紫) 7.白(ペール) 8.灰(銀) 9.黒 0.その他()					
旧登録番号							
販 売 店	住 所						
	販売店名						
	電話番号						
備 考							

自転車登録カード

3枚目

登録種別	新規	変更	抹消	(県防連用・丙票)			
登録番号							
車体番号							
登録年月日	平成 年 月 日						
所有者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名	(姓)		(名)			
	電話番号	— —					
自転車	メーカー						
	車種 (電動アシスト)	1.ロード 2.クロスバイク 3.マウンテンバイク 4.小径車 5.折りたたみ車 6.シティ 7.ホーム車 8.実用車 9.幼児・子供車 0.その他()					
	塗色	1.赤(ピンクエンジ) 2.橙(オレンジ) 3.茶 4.黄(金) 5.緑(黄緑) 6.青(藍紫) 7.白(ペール) 8.灰(銀) 9.黒 0.その他()					
	旧登録番号						
販売店	住 所						
	販売店名						
	電話番号						
	備 考						

様式第2号



色：橙色

番号：アルファベット1文字+数字5桁

樣式第3號

登記証受払台帳

様式第4号

標 札

